

産4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

[] 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ総社店

所在地 総社市井手字延後四八〇番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 駐車場一 百二十一台

駐車場二一一 五十七台

駐車場二一二 二十台

駐車場三 十一台

合計 二百九台

(変更後) 駐車場一 百十五台

駐車場二一一 四十四台

駐車場二一二 十九台

駐車場三 三十一台

合計 二百九台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

駐車場二一一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）（ただし、一部については、午前六時から午後十時まで）

駐車場二一二 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

駐車場三 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

(変更後) 駐車場一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

駐車場二一一 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）（ただし、一部については、午前六時から午後十時まで）

駐車場二一二 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

駐車場三 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）（ただし、一部については、午前六時から午後十時まで）

イ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 六箇所

(変更後) 九箇所

- 4 変更年月日
令和六年十二月二十日
- 二 届出年月日
令和六年十一月二十二日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
令和六年十二月十日から令和七年四月十日まで
 - 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課